

①背景及び必要性

○公共工事の品質の確保、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することを目的として、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約となるよう「総合評価落札方式」による契約の拡大を図ってきた。

○一方、企業の競争環境は厳しさを増し、「総合評価落札方式」の技術提案において高い評価を得ようと、過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案がなされるケースも見受けられる。

②オーバースペックの弊害

○提案の履行に過剰な費用を要する場合において、契約額の範囲で必要な品質を確保しようとするれば、受注者の利益が損なわれる可能性。

○さらには、技術提案以外の部分での疎漏・粗雑な施工(技術ダンピング)、受注者の赤字や下請企業へのしわ寄せに繋がる可能性。

 『過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案』の抑制が必要

●オーバースペックの抑制対策

【発注者の取り組み】

- ◆技術提案数は求めるテーマ(項目)当たり最大5提案を原則
- ◆現場条件により必要と判断される要求レベルのものは標準案として積算計上し条件明示
- ◆過剰な要求レベル(数値等)を設定しない(舗装工表層の平坦性、濁水処理における水質(pH、SS)等)
※入札参加者が過剰な上限値を設定する形にならないように留意
- ◆事例等のHPへの公表(入札説明書にURLを記載し入札参加予定者へ紹介)

【入札説明書記載例】

過度なコスト負担等を要する「オーバースペックな技術提案」と判断した場合は「より優位な評価はしない」又は「評価をしない」場合がある。

「オーバースペックな技術提案」に関する事項については、中国地方整備局のホームページ([http://www.cgr.mlit.go.jp/.....](http://www.cgr.mlit.go.jp/))に掲載している。

【また、本工事においては「〇〇を設置」、「〇〇を〇〇に変更」に関する技術提案を提出した場合「オーバースペックな技術提案」と判断し、「評価をしない」場合がある。】※【 】は工事特性等を考慮して必要に応じ個別の工事において、記載する場合がある。

◆オーバースペックと評価した提案の通知(全工事)

競争参加資格通知時に技術提案の評価に併せて通知する。

通知の記載例)

－(評価しない):●●の使用

【理由】.....は.....であり、オーバースペックな技術提案と判断し「評価しない」としたものです。

●過度なコスト負担を要する(オーバースペックな)技術提案の例

改善効果に対して過剰なコスト負担を要する技術提案

- ① **同一の部位**において、**同一の目的**で使用する材料の**併用**や**複数の提案**を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断される技術提案
 - I : コンクリートの配合において、**使用する必要性が低いと判断される同一部位へのコンクリート混和材料の併用**に過剰な費用を要す提案
 - II : トンネル工事における**養生のための設備と材料の併用**に過剰な費用を要す提案
 - III : PC上部工における**特殊なケーブルやシースの併用**に過剰な費用を要す提案
- ② **要求水準に対し過剰な品質・性能を実現**する設計図書や示方書等の規定の範囲を超えた**高価な材料の使用**など、使用する**必要性が低いと判断される提案の実施**に過剰な費用を要すると判断される提案
 - I : コンクリートの配合における**低発熱ポルトランドセメントを使用した高強度コンクリートへの変更**に過剰な費用を要す提案
 - II : コンクリートの配合において、使用する**必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用**に過剰な費用を要す提案
 - III : トンネル覆工コンクリート**全面にわたるコンクリート表面改質剤**(コンクリートの劣化抑制を目的とした表面含浸剤)の**塗布**に過剰な費用を要す提案
 - IV : 鋼橋上部工事における塗装等の追加に過剰な費用を要す提案
(例)上部工鋼材全面又は大部分にわたる塗装等の追加 (提案範囲の理由に妥当性がない場合を含む)
 - V : 鋼橋上部工事における**主鋼材の材質変更**に過剰な費用を要す提案
 - VI : 提案範囲の理由に妥当性がないもの

設計図書等に定められた要求水準を超える過剰な上限値(数値)の技術提案

- ① 濁水処理における過剰な水質(pH・SS)レベルの設定
- ② 舗装表層における過剰な平坦性の数値設定

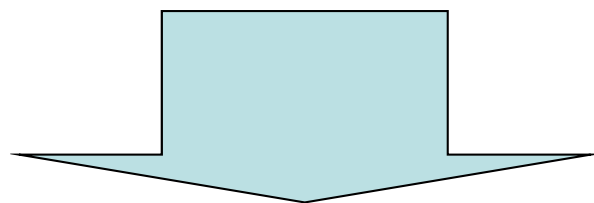
●オーバースペックな技術提案に対する評価方法

①同一の部位において、同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断される技術提案については「より優位な評価はしない」又「評価しない」はものとする。

② 要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する設計図書や示方書等の規定の範囲を超えた高価な材料の使用など、使用する必要性が低いと判断される提案の実施に過剰な費用を要すると判断される提案については「より優位な評価はしない」又は「評価しない」ものとする。「評価しない」とした場合は受注者は履行義務を負わない。

※使用する必要性が低いと判断される部位を含む工事目的物全体にわたる提案については、品質・性能の改善が求められる「重要な部位への適切な技術提案」に対して「より優位な評価はしない」ものとする。

③設計図書等に定められた要求水準を超える過剰な上限値(数値)の提案については、「より優位な評価はしない」ものとする。



「オーバースペックな技術提案」として「評価しない」と判断した提案については、競争参加資格通知時に、その旨を通知する。